

愛媛県社会保険労務士会 会員 各位

平成 24 年 2 月 2 日

愛媛労働局職業安定課長からのお知らせです。

愛媛県社会保険労務士会 事務局



事 務 連 絡

平成 24 年 1 月 30 日

各労働保険事務組合

代表者 殿

愛媛労働局職業安定部

職業安定課長

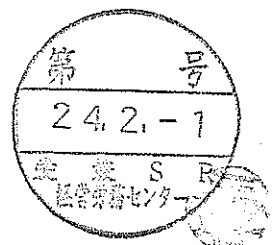
雇用保険被保険者通知ハガキの発出について

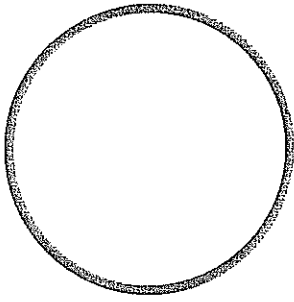
雇用保険制度の運営につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、雇用保険の適用漏れを防止する観点から、雇用保険のすべての適用事業所に対して、別添のとおり、当該事業所における被保険者数（平成 23 年 10 月 31 日現在）を通知するハガキが厚生労働本省から発出されることとなりました。（平成 24 年 2 月 10 日から順次、各適用事業所に送付予定。）

つきましては、このことにつきご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、このハガキの中で「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件」（平成 24 年厚生労働省告示第 30 号）により、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの雇用保険料率についても周知を行うこととしておりますので、ご丁知いただきますとともに、本措置につきましても周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。





事業主の皆さまへ

厚生労働省からの
雇用保険の手続きに関する
お知らせです

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 職業安定局 雇用保険課 適用係
03-5253-1111(代) 内線5760

このはがきは、雇用保険について適正な届け出がなされているかを確認していただくため、全ての事業主の皆さまにお送りしているものです。貴事業所に手続き漏れがあることを通知するものではありませんのでご安心ください。

- あなたの事業所で、雇用保険に加入している従業員数は、以下の通りです（平成23年10月31日現在）。
- （※）労働基準監督署での労働保険料の申告・納付とは別にハローワークで手続きしている人数です。

平成23年10月31日現在の雇用保険データ

事業所名： ○○○○○○○○○○ ←印刷

適用事業所番号： ○○○○-○○○○○○○-○ ←印刷

被保険者数： ○○ ←印刷

注:雇用保険データには、一部外字を使用しているため、上記の事業所名が正確に印字されない場合(事業所名の文字の一部が「?」となるなど)がありますが、データ自体は適切に管理されています。

- 上記の従業員数と実際の従業員数が違う場合には、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）へご連絡ください。
- このはがきが、廃業後に届いた場合、複数枚届いた場合、所在地と異なる住所に送付された場合には、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）へ必ずご連絡ください。

このはがきを提示することにより、公共職業安定所（ハローワーク）で事業所の雇用保険データを確認していただくことができます。下の事業主印欄に登録印を押印してお持ちください（有効期限は、平成24年3月31日です）。

事業主印	代理人印

※代理人（社会保険労務士など）
が確認を行う場合には、事業所
印欄と代理人印欄に押印してく
ださい。

労働保険番号

～雇用保険に加入していますか～

適用要件

以下に該当する労働者は、事業所規模にかかわらず、原則として雇用保険の被保険者となります。事業主は、対象労働者を雇い入れたときは、その都度、公共職業安定所（ハローワーク）に雇用保険加入の届け出をしなければなりません。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 31日以上雇用見込みがあること

労働基準監督署での労働保険の保険料の申告・納付とは別に必要な手続きです。

詳しくはお近くのハローワークまでお問い合わせください。

～雇用保険手続はオンライン申請が便利です～

オンライン申請のメリット

- ・ 365日、24時間いつでも申請できます。
- ・ 自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請できます。
- ・ チェック機能により事前に記入ミスを防止できます。
- ・ 時間やコストの節減になります。

オンライン申請できる雇用保険関係手続き

- ・ 雇用保険被保険者資格取得届
- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届
- ・ 高年齢雇用継続基本給付金の申請 など

☆ 平成23年11月28日より離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の提出が可能になりました。

☆ 電子申請のご利用にあたっては、下記のURLをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/koyouhoken_tetsuzuki.pdf

注：オンライン申請を行うには、電子署名用証明書を事前に取得することが必要です（その際、若干の費用がかかります）。取得方法など詳しくは、e-Gov（イーガブ）電子申請システムのウェブサイトをご覧ください。

e-Gov電子申請システム
<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>

～平成24年度の雇用保険料率のお知らせ～

- ◇ 失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。
 (一般の事業の場合：1.2%(平成23年度) → 1.0%(平成24年度)を労使折半)
- ◇ この他、事業主から雇用保険二事業に係る雇用保険料率
 (平成24年度は、一般の場合0.35%)を負担いただく必要があります。

詳細は、以下の表のとおりです。

	雇用保険 料率	失業等給付 の保険料率			雇用保険二事業 の保険料率 (事業主負担)
			うち労働者 負担	うち事業主 負担	
一般の事業	13.5/1000	10/1000	5/1000	5/1000	3.5/1000
農林水産 清酒製造の 事業	15.5/1000	12/1000	6/1000	6/1000	3.5/1000
建設の事業	16.5/1000	12/1000	6/1000	6/1000	4.5/1000

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)

- 何も問題がなければご連絡いただく必要はありません。

管轄公共職業安定所	電話番号
XXXXXXXXXX ←印刷	000-000-0000 ←印刷

※適用事業所の被保険者データに関するお問い合わせは、事業所を管轄する上記の公共職業安定所(ハローワーク)にお願いします。
 なお、個人情報に関する照会は、電話ではお答えできません。お手数ですが、事業所を管轄する上記の公共職業安定所(ハローワーク)までお越しください。